

令和2年3月17日

領事メール

件名：オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第17号）

【ポイント】

○オマーン滞在査証保持者は、本17日正午から実施される「GCC 諸国民以外のオマーン入国（陸海空路）禁止」措置後もオマーン入国が可能であることが判明しました。

【本文】

16日夜遅くに外務省ツイッターに、オマーン民間航空庁の各航空会社宛16日付通達（以下概要）が掲載されました。

オマーン新型コロナウイルス対策高等委員会の決定を受け、関係当局との調整を経て、17日正午から以下の措置が実施される。

- 1 GCC 諸国民及びオマーン滞在査証保持者以外のオマーン入国（陸海空路）禁止
- 2 オマーンの空港に到着する全ての乗客は、オマーン人及びオマーン滞在査証保持者を含め、検疫措置が課せられる。
- 3 オマーンの空港におけるトランジットは可能。
- 4 オマーンの全ての空港において、国際便から国内便に乗り換える乗客に対しては、公衆衛生措置が課せられる。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－電話：（＋968）24601028

－FAX：（＋968）24698720